

特定非営利活動法人佐賀子ども支援の輪 御中

佐賀子どもシェルターばるーんの第三者評価

総評

(2024年10月4日(金) 実施分)

2024年11月

総 評

【すぐれた点】

○豊かな自然に囲まれた快適な住環境にあり、室内は明るく清潔で、温かな雰囲気を感じ出し、職員の気さくな対応、チームワークの良さなどからくる、家庭的な雰囲気が感じられる、子どもにとって、居心地のよい場となっています。

○子どもの SOS に対し、「大人のものをさし」で「子どものわがまま」と判断せず、子どもの気持ちを丁寧に聞き取り、真摯に向き合う姿勢が感じとれました。現場の「一人ひとりのニーズに合わせて支援を行う姿勢」が事前アンケートや当日調査から、確認できました。

入居手続きにおいては、SOS を発している子どもの安全確保と希望に配慮したうえで、迅速に入居面談の機会が設けられ、入居対応がなされていました。

入居後は、職員が日頃から子どもに受容的、支持的な態度で接しており、様々な場面で子どもの自由な意見表明の機会が確保され、通学支援による学習権の保障や、工夫をしながらの外部との通信の自由の保障に努めていることが見てとれました。

○シェルター運営に、弁護士である理事長が深く関わり、ホーム長や職員との良好な信頼関係が築かれています。非常勤職員も含め、職員間での意思疎通がはかられており、風通しのよいシェルター運営がなされている様子が、見受けられました。

○退居する子どもに対して、職員と連絡が取れる体制を整えており、退居後の子どもを孤立させないよう取り組む姿勢がうかがえました。特に、地域の子ども・若者を支援する民間支援団体や、居住支援を行っている民間支援団体等との関係構築が密に行われており、退居後の子どもに必要な支援に繋げる体制が整えられていました。

【課題】

○児童相談所から指導を受けるという事態もあり、困難な時ではあると思います。しかし指摘は謙虚に受け止めつつも、児童相談所には、子どもの権利保障を基軸とするシェルター活動の十分な理解を得るよう努め、対等な連携関係を構築していくことを、めざしてください。そのために子どもシェルター全国ネットワーク会議のバックアップも活用してほしいと思います。そのうえで、児童相談所の児童福祉司、児童心理司や精神科医との情報共有、協働がめざされることを期待します。

○理事や職員全体で、シェルターの運営理念、子どもの権利擁護のあり方や、職員の専門性を高めるため、児童福祉制度、障害、LGBTQ、トラウマインフォームドケアなどの基本について学ぶなど、関係者全員で、定期的に研修し、協議する機会を設けることをお勧めします。その過程で、法人における理事と職員の協働、シェルターにおける職員の役割、子どもとの距離感の取り方、法人の機密情報の扱い方などについて、今一度、見直す機会が得られることを期待します。

○個別ケースについて、理事長・ホーム長・職員のコミュニケーションは密に取られており、支援上必要なことはその都度、情報共有と意見交換が行われている様子はいかがでした。しかし、ケース会議の実施のルールや方法については、具体的に定められておらず、職員、子ども担当弁護士（以下、「コタン」と言います。）の関わり方、児童相談所や医療機関、学校等の支援者などとの協働の仕方などについても、法人としての方針が明確に共有はされていない状態と見受けられました。入居から退居までの段階に応じ、子どもを真ん中にした、関係者のチーム支援のあり方について、現場の実践を踏まえつつ、分析整理し、全体で合意のできるゆるやかな方針の策定をお勧めします。

○常勤職員体制を充実させ、各職員がケースワークを担うことができるよう養成し、また理事の参加も得て、理事長、ホーム長に負担が集中し過ぎることのない組織を構築してください。

○居室が3室しかないため、定員との関係で個室対応できなくなる可能性があります。ただちに対応できることではありませんが、将来に向けての課題としてください。

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	○一人ひとりが、ケースワークを担う役割も担っていることを自覚し、子どもの意見を聞き、多機関と連携しつつ、子どもと共に歩むチームの一員として、研鑽を積んでください。
法人	○シェルター経験の浅い職員も多く、理事長とホーム長への負担が過度になっている状況があるため、法人全体で支える仕組みの見直し（例えば、福祉系理事の増員、専門研修の導入、理事や職員のさらなる連携等）とコタン・関係機関とのチーム支援の積極的導入が望まれます。 ○他の子どもシェルターの実践を参考にして、法人の体制や他機関との関係性、地域の特性に合わせ、ケース会議の実施方針について検討してください。
児童相談所	○子どもの権利保障を実現する取り組みとして、子どもシェルターの活動を理解し、支援しつつ、協働できる関係を築いてください。
認可自治体	○子どもシェルターの役割を理解し、職員の体制強化のための経済的支援を検討してください。
国	○緊急避難施設である子どもシェルターでは、重度の精神疾患・精神障害、愛着障害を抱える子どもたちの生活を支えることは非常に困難です。重度の精神疾患・精神障害、愛着障害を抱える子どもたちの安定的な生活拠点や居場所になりうる社会資源の構築を期待します。

第 I 部 役割と利用者

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
<p>【すぐれた点】</p> <p>○地域の実情に合わせた対象者の設定</p> <p>法人の運営規定においては、対象年齢は13歳～20歳未満としており、全国ネットワークの子どもシェルター全体の運営指針と比較して、幅広く対象年齢が設定されています。地域の実情に合わせて、柔軟に対応されているものとうかがわれます。</p> <p>○迅速な入居対応</p> <p>自らもしくは関係者を通じて直接入居の打診をしてきた者の入居については、子どもの安全の確保に配慮したうえで、入居面談の機会が設けられ、迅速に対応されています。</p> <p>○必要すべき書面の整備</p> <p>すでに支援実績のある他の子どもシェルターとの連携が密に行われていたことにより、入居申込書その他必要な書類については十分に用意されています。現在は九州唯一の子どもシェルターですが、団体創設時には、近隣エリアのシェルターから多大なる協力を得ることができるほどの良好な関係を構築されていたことが、現在も組織の基盤づくりを支えていることがわかりました。</p> <p>○子どもに寄り添った受け入れ体制</p> <p>子どもから直接SOSが出された場合に、心理的虐待などを含め、どのようなケースにおいても子どものわがままと捉えず、子どもの気持ちに寄り添い、虐待や不適切な養育から子どもたちが一時的に避難もしくは休息ができるよう、子どもの最善の利益を考慮し支援が行われています。</p> <p>○入居に至らなかったケースへの対応</p> <p>他県の子どもの、男性からの相談など入居を受け付けられないケースにおいて、児童相談所や他の民間支援団体への相談を助言されていることが把握できました。また、児童相談所と年2回の実務者会議で、子どもシェルターへ入居したケースだけでなく、入居に至らなかったケースについても情報共有されています。子どもシェルターの入居相談で把握された子どもたちのニーズを児童相談所と情報共有している点が評価できます。</p> <p>○子どもシェルターの秘匿</p> <p>避難施設として場所の秘匿について十分な配慮が行われています。シェルターが所在する自治会への説明や緊急時のための工夫も行われています。また、部外者がシェルター内に入る必要がある際にも子どもと接触が生じないように配慮し、シェルターであることも秘匿が徹底されています。</p> <p>○入居相談窓口の構築</p> <p>子どもシェルター独自で相談窓口を設け、子どもが直接繋がることのできる相談システムを構築しています。</p>	
<p>【課題】</p> <p>○入居手続きにおける体制の見直し</p> <p>子どもの入居意思確認については、入居相談受付後に子どものいる場所まで出向き、話を聞く</p>	

というプロセスが非常に迅速に行われていることは評価できます。一方で、複数名で担当する体制とはなっておらず、入居判断については理事長とホーム長のみ、入居面談はホーム長に偏っている印象でした。コタンは時間的制約があり調整に時間を要するという課題はありますが、組織内の体制を見直し、複数名で担当できる方法の工夫を検討してください。

○児童相談所との通告・情報共有

子どもの入居時に、児童相談所への通告ないし情報共有は、法人の判断するタイミングで行われていますが、さまざまなトラブルのリスク要因になる事が懸念されます。子どもの思いを尊重したうえで、子どもの最善の利益を守るために関係機関との情報共有が必要であることを説明し、まずは子どもから通告や情報共有に対して理解を得られるよう努めてください。法人内で児童相談所への通告・情報共有の方針について今一度ご検討ください。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No. 1	子どもシェルターの利用が必要な子どもを積極的に受け入れているか。	A
No. 2	緊急の入居に対応しているか。	A
No. 3	避難施設としての安全性を確保しているか。	A
No. 4	入居に関する相談窓口を設置しているか。	A

第Ⅱ部 権利擁護

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

【すぐれた点】

○受容的、支持的な支援態度

子どもアンケートでは、「シェルターのスタッフが自分の気持ちや意見に耳を傾けてくれた」、「自分はいてもいいんだって、存在してもいいんだって思えた」という意見があり、子どもにとってシェルターが安心・安全な生活環境であること、職員・ボランティアが日頃から子どもに受容的、指示的な態度で接していることがよくわかりました。

○日常的な場面での意見表明の機会確保

日常生活の中で、例えば浴室のシャンプーが数種類置かれていて子どもが好きなものを選んで使用できるようになっていたり、食事の献立も子どもがリクエストしたいものをホワイトボードに書き込めるようにしていたりなど、子どもの自由な意見表明の機会確保が、様々な場面で実践されていました。

○学習権、通信の自由の保障

送迎を行うかたちでの通学実施や、外部との連絡の機会確保など、子どもの希望を極力実現できるように子ども一人ひとりの状況やニーズに応じたきめ細やかな支援活動が行われていました。

【課題】

○理念共有のための定期研修などの実施

子どもの権利擁護の更なる実践に向けて、法人として職員全体での定期的な研修や、研修参加者による報告会などを実施できるとよりよいと思います。

○子どもの権利の子どもへの情報提供の方法

子どもの権利擁護について、当事者である子どもたちへ法人として大切にしている理念を伝える取り組み、例えば子どもの権利ノートを用意するなどの工夫も今後行えるとよいのではと思います。

○機密情報の扱いについて、今一度検討を

外部との情報共有にあたっては、イニシャル表記や番号表記を採用している点は評価できます。更なる情報流出対策として、データの添付共有などの際にパスワード設定を行えるソフトを導入するなど、機密情報の取り扱いについて法人として今一度取り入れられる措置の検討をお願いします。

○受容と心理療法の境界設定

子どもに対する受容的な対応は大変重要ですが、一方で、心理面や情緒面に困難を抱える高年齢の子どもに対しシェルター内で心理療法等を行うことは、滞在期間が短期であり、かつ、医師が常駐していないという性質上、二次被害を避けるためにも極めて慎重であるべきといえます。取り入れるにあたっては、児童相談所や精神科医と事前に綿密なすり合わせを行ったうえ、不測の事態にも十分に対応できる体制をとることが必要不可欠であると思われます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No. 5	子どもの権利擁護の理念を基本方針で定めている。	A
No. 6	子どもに受容的、支持的な態度で接している。	A
No. 7	子どもに関わる全ての事項について、子どもの意見表明の機会を保障し、その意見を尊重し、その最善の利益を第一に考慮している。	A
No. 8	あらゆる差別的な扱いが禁止され、入居者の実質的な平等が保障されている。	A
No. 9	日常的な支援活動において、権利擁護が図られている。	A
No. 10	権利の制限や制約は必要最小限であり、子どもの理解が得られている。	A
No. 11	子どもの情報共有と秘密の保持が適切になされている。	B
No. 12	子どもへの不適切な行為の予防措置及び救済措置がある。	B

第Ⅲ部 具体的支援活動

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

【すぐれた点】

○快適で家庭的な住環境と温かな雰囲気

生活の場であるシェルターにとって、周辺的环境や施設の雰囲気はとても重要だと思います。本施設は、田んぼや緑に囲まれ、リビングの窓から遠くの山が望めるなど、心安らぐ場にあり、何より職員のチームワークの良さからくる温かい雰囲気は評価できます。

○食卓が家庭的でコミュニケーションの場として機能している

調理師資格があり経験も豊富な職員による手作りの食事が提供されており、子どもの希望も取り入れる工夫がされていました。職員・ボランティアだけでなくコタンも含めたアットホームな食卓になっているようです。

○一人ひとりのニーズに合わせる姿勢

入居してくる子どもの状況はさまざまであり、丁寧にその声を聴く姿勢は評価できます。事前アンケートでも、職員・ボランティアが子どもの話をじっくり聞く姿勢が、「安心感」につながっている様子がうかがえました。子ども一人ひとりのニーズに合わせて様々な工夫がされており、余暇活動をその子に合わせて行っていることなどはその一例です。

また、安全面の確保では入居時の確認、危険物や服薬管理、通院支援など適切に実施されていました。

○学習の機会保障

一人ひとりのニーズに合わせた支援の一環とも言えますが、すべてではないものの職員・ボランティアが送迎することで通学支援を行っていることは、すぐれた取り組みとして評価できます。

【課題】

○個室の確保

今まできょうだいケース以外その例はないものの、居室が3室しかないため入居者数によっては個室対応ができない可能性があります。現状では物理的制限があるものの、プライバシー確保については課題といえるかもしれません。

○性に関する知識、情報を子どもに伝えるための研修、方法検討

シェルター入居の子どもの中には性的被害を受けていることも多く、適切な知識と情報の提供が必要です。個別ケースによっては職員が話をしているようですが、専門的視点を持った関係機関（市の保健部門や児童相談所など）と役割分担・連携をとっていくこと、必要に応じて生活から離れた場での取り組みも必要と思われます。

○心理療法、身体接触についての再検討

今回の評価にあたって、報告事例の一つに「心理的治療」といえる対応をおこなったものがありました。関係機関との連携が十分とれず、シェルター内で子どもとのかかわりが必要以上に深まってしまったように思われます。シェルターは時間的にも機能的にも限定的な施設であり、評価者としては治療的対応を行える施設ではないと考えています。身体接触のルールの見直しが課

題であるとの発言もあり、子どもとの距離感の在り方は法人全体で再考の必要があると思われます。

子どもたちの支援については、どこまでどのように対応していくか日々悩まれており、中でも児童相談所をはじめとする関係機関との連携を大きな課題として挙げられていました。子どもと直接かかわっていく現場の職員・ボランティアに過度に負担がかからないよう、法人全体として対応していく取り組みの検討に期待したいと思います。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No. 13	快適で、家庭的で、プライバシーを守ることのできる住環境を維持している。	A
No. 14	食卓がコミュニケーションの場として機能し、子どもの健康が守られる食生活が維持されている。	A
No. 15	着替えを持たずに入居する子どもの衣類が準備され、選択できるようにしている。	A
No. 16	子どもの中にトラブルが生じた場合には、適切な対応をとっている。	A
No. 17	子どもの今後の自立につながる支援を行っている。	A
No. 18	子どもの余暇が適切に保障されている。	A
No. 19	可能な限り、子どもの学習の機会を保障している。	S
No. 20	危急の状況にある子どもの心身の健康の維持、回復のため、必要な支援を行っている。	A
No. 21	セクシュアリティや性感染症、妊娠出産などに関する知識、情報を適切に提供している。	B
No. 22	危険物の管理を徹底している。	A
No. 23	預かり品の管理を適切に行っている。	A
No. 24	子どもへの心理的ケアが適切に行われている。	B

第四部 子どもを真ん中に据えたチームによる支援

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p>【すぐれた点】</p> <p>○児童相談所との実務者会議の実施 児童相談所との年2回の実務者会議で、定期的にシェルターに入居する子どもの現状や課題についての共有を行い、協議する機会を設け連携体制を構築しようとしている点が評価できます。</p> <p>○他機関からのシェルターに対する理解 警察、市役所、学校が要支援の子どもを把握した際に、シェルターに対して相談があるということから、他の機関からシェルターの理念と役割は理解され、良好な関係が構築されていることがうかがわれます。</p> <p>○民間支援団体との連携 子ども・若者を支援している民間支援団体との関わりがあり、子どもから若者への移行期にある入居者が、退居に向けて必要となる社会資源との繋がりが構築されていることが評価できます。</p> <p>○退居後支援 退居する子どもに対して、職員と連絡が取れる LINE アカウントを伝え、子どもの状態が悪くなったら再入居する、もしくは若者支援を行っている民間支援団体につなげる等の対応が行われ、退居後の子どもを孤立させないように取り組む姿勢が見受けられました。入居中の子どもの支援を優先したうえで、自分たちが可能な範囲での支援を行うという無理のない体制の検討がなされていました。</p> <p>【課題】</p> <p>○児童相談所との支援方針の共有 子どもの主治医との情報共有は密に行われている様子ですが、児童相談所の児童福祉司、嘱託医や児童心理司と、子どもの支援方針や必要な医療的・心理的なケアについて共通理解をもち、お互いの役割を確認しながら進めていく関係構築が必要であると思われます。児童相談所との協定が結ばれていないとのことでしたが、子どもの権利擁護のために支援者がチーム一体となり子どもを支援していくためには、より強固な支援者間の関係構築が必要です。お互いの役割分担を明確にするためにも、児童相談所との協定を結ぶための方策を法人内でご検討ください。</p> <p>○役割分担の見直し コタンの時間的制約で対応が遅れないよう、コタンではなくホーム長が親族面談を行っているケースがあるとのことでした。施設職員の安全の確保と場所の秘匿のため、コタンと施設職員の役割分担について再度検討し、チームによる支援体制の構築を期待します。</p> <p>○ケース会議の実施 ケース会議については必要に応じて実施されており、実施のルールや方法が具体的に設定されていません。必要なことはその都度、理事長、ホーム長、職員でコミュニケーションがとられ、施設内では情報共有が行われているという印象は受けましたが、児童相談所や医療機関等の支援者全体の認識にずれが生じてしまう可能性があります。ケース会議は、児童相談所、その他関係</p>

機関、コタン等と支援方針を一致させるために必要な場となります。また、ケース会議を重ねることにより、シェルターの役割やシェルター機能の再確認をする作業となり、法人外の関係機関にシェルターに対する理解を深めてもらう機会となります。ケース会議のガイドラインを検討していただくことを期待します。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No. 25	子どもシェルターの理念と役割が、職員、子ども担当弁護士のほか、児童相談所や市町村などの行政機関、福祉、医療、心理、教育、司法など各分野の専門機関、地域の民間団体など（以下、「支援者」という。）の間で共有されている。	B
No. 26	連携先の情報が整理され、職員間で共有されている。	A
No. 27	支援者間で、対等な関係が構築されている。	B
No. 28	子ども担当弁護士と連携し、協働している。	A
No. 29	医療機関等と連携している。	B
No. 30	ケース会議を開催し、子どもの意見を尊重して、課題や方針を協議している。	B
No. 31	退居後の継続的な支援につなげている。	A

第V部 組織運営

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

【すぐれた点】

○法人理念の共有

法人の理念が、運営マニュアル、リーフレット、ボランティアマニュアルなどに、明確に表現されており、シェルター職員を含む法人関係者内で共有されていることがうかがわれます。

○理事長、職員間の良好な信頼関係

シェルター運営に、弁護士である理事長が深く関わり、ホーム長や職員との良好な信頼関係が築かれています。職員間での意思疎通がはかられており、ボランティアの参加も多いのですが、風通しのよいシェルター運営がなされている様子が、見受けられました。

○地域への広報活動

理事長やホーム長が、様々な場面で、子どもシェルターについての講演や研修を行い、地域において、シェルター活動についての理解を広めようと努力している姿勢は大切であり、継続して行うことが期待されます。

【課題】

○理事長、ホーム長への業務の集中

シェルターの運営、外部機関との連絡、子どものケースワークなどの負担が、理事長とホーム長に集中している状況かと見受けられました。もちろん他の理事、職員も協働されていることは間違いないのですが、それでもお二人が、大変に重い負担を引き受けておられると思います。法人の活動が維持継続されるためには、少しずつでも、理事間、職員間で情報共有と業務分担が行われ、組織としての活動が行われるよう、関係者全員が自覚し、目配りをするのが大切でしょう。

○外部関係者との連携

理事の構成として、児童福祉関係者、医療関係者の参加がなく、児童相談所や児童精神科など外部機関との連携窓口の少ないことが、気になりました。法人としても、この点の改善に努めようとしているとのことですが、困難な子どもへの対応については、現場だけに任せ、現場だけが苦しむのではなく、法人の内外の多職種の専門家が情報を共有し、意見を交換し、適切な助言も行いながら、協働できる体制が築かれることを期待します。

○児童相談所による子どもシェルター活動の理解

児童相談所との関係において、児童相談所側に、子どもシェルターの子どもの権利保障の理念や、多職種連携による支援の方法などが、十分理解されていないことが伺われ、機関としての対等性を構築することの困難さが見て取れました。児童福祉法の改正により、子どもの意見表明権保障を基軸とした子どもの権利擁護が、児童福祉の最優先事項と明示されました。この機運をとらえ、少しずつでも、子どもシェルターが掲げる、子どもの権利擁護の理念を理解してもらうことをめざしてください。

そのためには、法人だけではなく、弁護士会や子どもシェルター全国ネットワーク会議など、子どもの権利擁護に取り組む外部の団体と、共に歩み、支えあうことも視野にいれることをお勧めします。

○職員体制の充実

職員体制として、自立援助ホームとしての条件は整えているものの、日勤として勤務できる職員数が少なく、ケースワークとケアワークを担う子どもシェルターの職員配置としては、十分とはいえません。ホーム長や職員の休日が、十分に確保されていないことが危惧されます。他のシェルターの実践から見ると、常勤4名体制で、ようやく労働環境が整っているようです。すぐには難しいでしょうが、子どもの権利保障は労働者の権利保障から、という視点をもって、取り組んでほしいと思います。

○ケースワークを担う職員の養成

シェルターにおける子どものケースワークを、ほぼホーム長一人で担っている様子が見受けられました。コタンや児童相談所、その他外部機関との連絡も、ホーム長が行っており、他の職員は指示を受けた時のみ、携わっているように見受けられました。子どもシェルターでは、子どもに寄り添い、子どもの言葉を最も身近で聴いている、一人ひとりの職員の役割が重要です。それぞれの職員が、子どもの権利回復と、シェルターからの転居に向けて、主体的にケースワークを担うことを目指してほしいと思います。ホーム長の負担軽減のためにも、法人内外の研修やOJTを通じて、ケースワーカーとしての職員の養成に、意を用いてください。

○チームによるケースワークの実施

また職員がケースワークを行うにあたっては、弁護士、医師など他の専門職との対等なチームワークを構築すること、そして経験者のスーパーバイズを受けられるような体制が構築されることを期待します。

○ハラスメント防止

ハラスメント防止については、苦情相談窓口の制度について、現在理事会にて検討中とのことでした。その実現と職員への周知を十分にはかってください。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No. 32	法人の理念や基本方針が、法人関係者間で共有され、これらに基づく事業計画に従って、事業が運営されている。	A
No. 33	法人の組織運営に弁護士が適切に関与している。	A
No. 34	多職種の専門家と適切に連携している。	B
No. 35	法人関係者が、互いに尊重し合い、対等で、風通しのよい関係を構築している。	A
No. 36	ボランティアなどの養成や受け入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を整えている。	A
No. 37	子どもシェルターや事務局運営のために十分な職員を確保し、働きやすい環境を整えて定着を図っている。	B
No. 38	ハラスメントを防止し、苦情相談窓口を設置している。	B
No. 39	職員の心身の健康に留意し、配慮している。	A

No. 40	職員一人ひとりが、自律的、主体的に職務にあたり、チームとしての専門的な支援が実現している。	B
No. 41	法人が、事業全般について、公正かつ高い透明性をもって運営されている。	A
No. 42	子どもの安全・安心な生活を確保している。	A
No. 43	支援の質の向上に努めている。	A
No. 44	個人情報に関する記録を適正に管理している。	A